

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十九号

#### 広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条第二項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「租税特別措置法第七十条の四  
第一項に規定する農地等」に改める。

別記様式第十号の二表)中

「賦課番号」を「管理番号」に改める。

別記様式第四十八号の四表)中

「木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造  
プレハブ造(木質系・軽量鉄骨系・鉄筋コンクリート系)  
その他( )」

を「木造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造  
鉄骨造・軽量鉄骨造・プレハブ造(木質系・軽量鉄骨系  
・鉄筋コンクリート系)その他( )」に改める。

「宅地・田(農地法第3条  
畑(農地法第3条・第5条)  
その他( )」

を「第5条)  
・山林・雑種地  
( )」に改める。

「宅地・公衆用道路・田(農地法第3条・第5条)  
畑(農地法第3条・第5条)・山林・雑種地  
その他( )」

に改め、同様式裏(注)4(1)及び5(1)中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に  
同様式裏(注)7中「第73条の14第6項から第10項まで」を「第73条の14第6項から第  
14項まで」に改める。

別記様式第四十八号の十八(注)2中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に  
改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように  
改正する。

第二十三条の三第二項第五号中「第四百四十四条の三十五第一項又は第二項」を「第百  
四十四条の三十五第一項から第三項まで」に改める。

別記様式第百二十九号中

「賦課(法)番号」を「管理番号」に改める。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行  
規則の一部改正)

第三条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施  
行規則(平成二十七年広島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号注)2中「第42条の12」を「第42条の11の2」に「第68条の15の2」を「第68条の15」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。